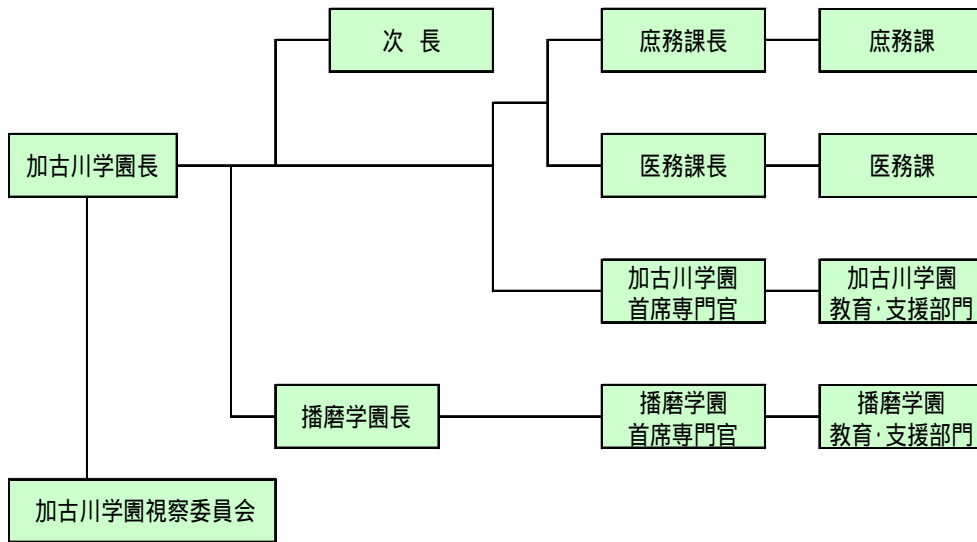


組織図



施設の特徴

被収容少年の生活環境の充実（個室中心，空調設備）
少年院としては，国内最大の広大な敷地の中で自然環境と豊富な社会資源を活かした教育の実施
二つの施設が統合され，庶務課・医務課を共有する本院・分院制

収容定員 加古川学園 180名
播磨学園 120名

加古川学園・播磨学園



〒675-1201

兵庫県加古川市八幡町宗佐544

Tel : 079-438-0353 (代表)

Fax : 079-430-5020 (代表)



沿革

年月	加古川学園	播磨学園
昭和24.1	現在地で開設（加古川トラピスチヌ女子修道院跡地）	神戸市兵庫区で開設（鈴蘭台学園）
昭和41.3		加古川市に移転（播磨少年院）
昭和52.6	長期処遇（教科教育・生活指導課程）の施設に指定	一般短期処遇の施設に指定
昭和55.12	長期処遇（生活指導課程）の施設に指定	
平成3.9		一般短期処遇及び特修短期処遇の施設に指定
平成4.4		播磨学園に名称変更
平成5.9	長期処遇（職業能力開発課程）の施設に指定	
平成12.4	播磨学園の加古川学園分院，正式運用	
平成16.2	新営工事完成。新庁舎へ移転完了	
平成17.4		短期処遇の施設から長期処遇の施設に指定変更
平成20.8		一般短期処遇（短期生活訓練課程）の施設に指定変更
平成27.6	新少年院法施行	

処遇対象

種別	加古川学園		播磨学園
	第1種		第1種
矯正教育課程	社会適応課程（A1）	支援教育課程（N3）	短期社会適応課程（SA） (20週対象者)(11週対象者)
対象者	義務教育を終了した者のうち、就労上、修学上、生活環境の調整上、社会適応上の問題がある者であって、他の課程の類型には該当しないもの	義務教育を終了した者のうち、知的能力の制約、対人関係の持ち方の稚拙さ、非社会的行動傾向等に応じた配慮を要するもの	義務教育を終了した者のうち、少年の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が（特に）大きいもの
	17～19歳	15～19歳	17～19歳

教育期間

区分	加古川学園	播磨学園（特別短期間）
3級	2か月	3週（2週）
2級	6か月	8週（2週）
1級	3か月	9週（7週）
計	11か月	20週（11週）

教育方針

加古川学園	播磨学園
被害者等への謝罪の気持ちを深めながら、非行に係る問題性の改善を図り、再非行をしない方策を立てる教育	集団生活や共犯指導等を通じて、人間関係の望ましい在り方や健全な態度を養う教育
健全なものの見方や考え方を培うとともに、集団生活を通じて、対人関係技能を身に付け、社会生活に適應する能力の向上を図る教育	地域の社会資源を有効に活用した社会貢献活動や院外委嘱指導等の自主的活動を通して自主性・自律性のかん養を目的とする教育
修学又は就労のために必要な知識、技能、態度等を身に付け、具体的な生活設計を確立するための教育	保護者との連携を深め、具体的な生活設計を確立するための教育

主な教育内容

	加古川学園	播磨学園
生活指導	基本的生活訓練・問題行動指導・被害者心理解指導・保護関係調整指導・進路指導・特定生活指導	基本的生活訓練・問題行動指導・被害者心理解指導・保護関係調整指導・進路指導・特定生活指導
職業指導	農園芸科・溶接科（アーク溶接・半自動溶接）・土木建築科（建設機械運転訓練コース）・資格取得講座（危険物・フォークリフト等）・職業生活設計指導（パソコン・ビジネスマナー等）	農園芸科・サービス科・院外委嘱指導・資格取得講座（危険物・小型建設機械等）・職業生活設計指導（パソコン・ビジネスマナー等）
教科指導	補習教育指導・高等学校教育指導（高卒認定試験）	
体育指導	体育（水泳訓練・各種競技）	
特別活動指導	クラブ活動・各種行事・矯正教育の院外実施	